

【法令名称】外国企業常駐代表機構登記管理条例  
【発布機関】国務院  
【発布番号】国務院令第 584 号  
【発布日】2010-11-19  
【施行日】2011-03-01  
【時限性】現行有効  
【効力等級】行政法規  
【全文】

## 中華人民共和国国務院令

### 第 584 号

「外国企業常駐代表機構登記管理条例」は既に、2010 年 11 月 10 日の国務院第 132 回常務會議にて採択されており、ここに公布し、2011 年 3 月 1 日から施行する。

総理 温家宝

2010 年 11 月 19 日

## 外国企業常駐代表機構登記管理条例

### 第一章 総則

**第一条** 外国企業常駐代表機構の設立及びその業務活動を規範化することを目的として、本条例を制定する。

**第二条** 本条例にいう外国企業常駐代表機構（以下、「代表機構」という）とは、外国企業が本条例の規定に基づき、中国国内で設立した当該外国企業の業務に係る非営利活動を行う事務機構を指す。代表機構は法人格を有しない。

**第三条** 代表機構は中国の法律を遵守しなければならない、中国国家の安全及び社会の公共利益を損なってはならない。

**第四条** 代表機構の設立、変更、終了は、本条例の規定に基づき登記手続きを行わなければならない。

外国企業は、代表機構登記の申請手続きを行うにあたっては、申請文書や資料の真実性に責任を負わなければならない。

**第五条** 国家工商行政管理総局及びその授権された地方工商行政管理局は、代表機構の登記と管理機関(以下、「登記機関」という)である。

登記機関は、その他関連部門と共に情報共有メカニズムを構築し、代表機構に係る情報を互いに提供しなければならない。

**第六条** 代表機構は、毎年3月1日から6月30日までの間に登記機関に年度報告書を提出しなければならない。年度報告書の内容は、外国企業の適法な存続状況、代表機構の業務活動の進捗状況、及びその会計士事務所の監査を受けた費用収支状況等の関連状況を含む。

**第七条** 代表機構は、法により会計帳簿を設置し、偽りなく外国企業の経費割当状況、代表機構の費用収支状況を記載し、且つ代表機構の駐在場所に置かなければならない。

代表機構は、他の企業、組織、又は個人の口座を使用してはならない。

**第八条** 外国企業が任命した首席代表、代表及び代表機構の職員は、法律、行政法規の出入国、居留、就業、納税、外貨登記等に関する規定を守らなければならない。規定に違反した場合は、関連部門が法律、行政法規の係る規定により処分する。

## 第二章 登記事項

**第九条** 代表機構の登記事項は、代表機構の名称、首席代表の氏名、業務範囲、駐在場所、駐在期限、外国企業の名称及びその住所を含む。

**第十条** 代表機構の名称は、順に、外国企業の国籍、外国企業の中国語名称、駐在都市の名称及び「代表処」の文字により構成されなければならない。且つ、下記の内容及び文字を含んではならない。

- (一) 中国国家の安全又は社会の公共利益を損なうもの。
- (二) 国際組織の名称。
- (三) 法律、行政法規又は国务院の規定により禁止されているもの。

代表機構は登記機関に登記した名称をもって業務活動を展開しなければならない。

**第十一条** 外国企業は首席代表を1名任命しなければならない。首席代表は外国企業による書面での授権範囲内において、外国企業を代表し代表機構登記申請文書に署名することができる。

外国企業は業務上の必要により、1名から3名の代表を任命することができる。

**第十二条** 下記の状況のいずれかに該当する場合は、首席代表、代表の職に就いてはならない。

(一) 中国国家の安全又は社会の公共利益を損なうことにより、刑罰を科された場合。

(二) 中国国家の安全又は社会の公共利益を損なう等の違法活動を行ったことにより、法により設立登記の取り消し、登記証の取り上げを受け、又は関連部門から法により閉鎖を命じられた代表機構の首席代表、代表であり、且つ取り消し、取り上げ又は閉鎖命令を受けた日より5年間経過していない場合。

(三) 国家工商行政管理総局が定めるその他の状況。

**第十三条** 代表機構は営利活動に従事してはならない。

中国が締結し又は加盟している国際条約、協定に別途規定がある場合、その規定に従う。但し、中国が保留を声明した条項は、この限りではない。

**第十四条** 代表機構は外国企業の業務に係る以下の活動を行うことができる。

(一) 外国企業の製品又はサービスに係る市場調査、展示、宣伝活動。

(二) 外国企業の製品販売、サービス提供、国内買付、国内投資に係る連絡活動。

法律、行政法規又は国务院の規定に基づき、代表機構が、前項に定める業務活動を行うために、許可を得る必要がある場合、許可を取得しなければならない。

**第十五条** 代表機構の駐在場所は、外国企業が自らで選択できる。

国家の安全及び社会の公共利益の需要に応じて、関連部門は代表機構に駐在場所の調整を求め、且つ遅滞なく登記機関に通知することができる。

**第十六条** 代表機構の駐在期限は、外国企業の存続期限を超過してはならない。

**第十七条** 登記機関は、代表機構の登記事項を代表機構の登記簿に記載し、社会公衆の閲覧、複製に供さなければならない。

**第十八条** 代表機構は、登記機関から発行された外国企業常駐代表機構登記証(以下、「登記証」という)を代表機構の駐在場所の目立つ位置に置かなければならない。

**第十九条** 如何なる組織及び個人も、登記証並びに首席代表、代表の代表証(以下、「代表証」という)の偽造、改竄、賃貸、貸与、譲渡を行ってはならない。

登記証と代表証を紛失し又は破損した場合、代表機構は指定されたメディアで登記証、代表証の無効声明を行い、且つ新しい登記証、代表証の再発行を申請しなければならない。

登記機関は法により、登記変更の許可、登記抹消の許可、登記変更の取消し、登記証の取り上げを決定した場合、代表機構の元の登記証及び元の首席代表、代表の代表証は自動的に失効する。

**第二十条** 代表機構の設立、変更の際、外国企業は、登記機関が指定するメディアで社会に公告しなければならない。

代表機構を抹消し、又は法によりその設立登記が取り消され、登記証が取り上げられた場合、登記機関が公告を行う。

**第二十一条** 登記機関は、代表機構の本条例に違反した疑いのある行為を取り締まり、法により下記の職権を行使できる。

(一) 関連組織及び個人を調査し、状況を把握すること。

(二) 違法行為に係る契約、手形、帳簿及び他の資料を閲覧、複製、差し押さえ、押収すること。

(三) 違法行為に用いる専門の道具、設備、原材料、製品(商品)等の財物を差し押さえ、押収すること。

(四) 違法行為のある代表機構の口座及び預金に係る会計証憑、帳簿、勘定書等を取調べること。

### 第三章 設立登記

**第二十二条** 代表機構を設立する際、登記機関に設立登記を申請しなければならない。

**第二十三条** 外国企業は代表機構の設立を申請する場合、登記機関に下記の文書、資料を提出しなければならない。

(一) 代表機構設立登記の申請書。

(二) 外国企業の住所証明及び2年以上存続していることを証明する適法な営業証明。

- (三)外国企業の定款又は組織協議。
- (四)外国企業による首席代表、代表の任命文書。
- (五)首席代表、代表の身分証明及び略歴。
- (六)外国企業と業務取引のある金融機関が発行した資金信用証明。
- (七)代表機構の駐在場所の適法な使用証明。

法律、行政法規又は国务院の規定に基づき、代表機構の設立が許可を要する場合、外国企業は許可日より 90 日以内に、登記機関に設立登記を申請し、且つ係る許可文書を提出しなければならない。

中国が締結し又は加盟している国際条約、協定に基づき、営利活動に従事する代表機構を設立できる場合、法律、行政法規又は国务院の規定に従い、更に係る文書を提出しなければならない。

**第二十四条** 登記機関は、申請受理日より 15 日以内に登記を許可するかどうかについて決定を行い、決定前には必要に応じて関連部門の意見を聴取することができる。登記許可を決定した場合、決定日より 5 日以内に申請者に登記証及び代表証を発行しなければならない。登記を許可しない場合、決定日より 5 日以内に申請者に登記拒否通知書を発行し、登記を許可しない理由を説明しなければならない。

登記証の発行日を代表機構の設立日とする。

**第二十五条** 代表機構、首席代表及び代表は、登記証、代表証をもって、居留、就業、納税、外貨登記等の関連手続きを行う。

#### 第四章 登記変更

**第二十六条** 代表機構の登記事項に変更が生じた場合、外国企業は登記機関に対し、登記変更の申請を行わなければならない。

**第二十七条** 登記事項を変更する場合、登記事項の変更発生日より 60 日以内に登記変更を申請しなければならない。

登記事項の変更が法律、行政法規又は国务院の規定に基づき、登記前に許可が必要となる場合、許可日より 30 日以内に登記変更を申請しなければならない。

**第二十八条** 代表機構は、駐在期限の満了後も引き続き業務活動を行う場合、外国企業は駐在期限満了の 60 日前までに登記機関に登記変更の申請を出さなければならない。

**第二十九条** 代表機構の登記変更を申請するにあたって、代表機構登記変更申請書及び国家工商行政管理総局が定める関連文書を提出しなければならない。

登記変更事項が法律、行政法規又は国务院の規定に基づき、登記前に許可が必要となる場合、更に係る許可文書を提出しなければならない。

**第三十条** 登記機関は、申請受理日より 10 日以内に、登記変更を許可するかどうかについて決定しなければならない。登記変更を許可した場合、決定日より 5 日以内に登記証及び代表証を再発行しなければならない。登記変更を許可しない場合、決定日より 5 日以内に、申請者に登記変更拒否通知書を発行し、登記変更を許可しない理由を説明しなければならない。

**第三十一条** 外国企業のサイン権者、企業の責任形態、資本(資産)、経営範囲及び代表に変更が生じた場合、外国企業は上記事項の変更発生日より 60 日以内に登記機関に届出なければならない。

## 第五章 登記抹消

**第三十二条** 下記状況のいずれかに該当する場合、外国企業は下記事項の発生日より 60 日以内に、登記機関に登記抹消の申請を行わなければならない。

- (一)外国企業が代表機構を取り消す場合。
- (二)代表機構の駐在期限が満了し、業務活動を継続しない場合。
- (三)外国企業が終了する場合。
- (四)代表機構が法により許可を取消され、又は閉鎖を命じられた場合。

**第三十三条** 外国企業は代表機構の登記抹消を申請するにあたって、登記機関に下記の文書を提出しなければならない。

- (一)代表機構登記抹消申請書。
- (二)代表機構税務登記抹消証明。
- (三)税関、外貨部門が発行する関連事項が完了していること又は当該代表機構が関連手続きを取り扱っていないことの証明。



(四)国家工商行政管理総局が提出を定めるその他の文書。

法律、行政法規又は国务院の規定に基づき、代表機構の活動終了について許可を要する場合は、更に係る許可文書も提出しなければならない。

**第三十四条** 登記機関は、申請を受理した日より 10 日以内に、登記抹消を許可するかどうかについて決定を行わなければならない。抹消を許可した場合、決定日より 5 日以内に抹消許可通知書を出し、登記証及び代表証を返納させなければならない。登記抹消を許可しない場合は、決定日より 5 日以内に、申請者に対して登記抹消拒否通知書を出し、登記抹消を許可しない理由を説明しなければならない。

## 第六章 法的責任

**第三十五条** 登記をせずに、無断で代表機構を設立し又は代表機構の業務活動に従事した場合、登記機関は活動の停止を命じ、5 万元以上 20 万元以下の罰金に処する。

代表機構が本条例の規定に違反し営利活動に従事した場合、登記機関は是正を命令し、違法所得及び営利活動に用いた専門の道具、設備、原材料、製品(商品)等の財物を没収し、且つ 5 万元以上 50 万元以下の罰金に処する。情状が深刻である場合、登記証を取り上げる。

**第三十六条** 虚偽資料の提出又はその他詐欺手段により事実を隠蔽し、代表機構の登記又は届出を取った場合、登記機関は是正を命じ、代表機構に対して 2 万元以上 20 万元以下の罰金に処し、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に 1000 元以上 1 万元以下の罰金に処する。情状が深刻である場合、登記機関が登記を取り消し又は登記証を取り上げ、代表証を返納させる。

代表機構の提出した年度報告書に事実隠蔽や虚偽の報告内容が含まれている場合、登記機関が是正を命じ、代表機構に 2 万元以上 20 万元以下の罰金に処する。情状が深刻である場合、登記証を取り上げる。

登記証、代表証の偽造、改竄、賃貸、貸与、譲渡を行った場合、登記機関は代表機構に対して 1 万元以上 10 万元以下の罰金に処する。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に 1000 元以上 1 万元以下の罰金に処する。情状が深刻である場合、登記証を取り上げ、代表証を返納させる。

**第三十七条** 代表機構が本条例第十四条の規定に違反して業務活動以外の活動に従事した場合、登記機関が期限を定めて是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合、1 万元以上 10 万元以下の罰金に処する。情状が深刻である場合、登記証を取り上げる。

**第三十八条** 下記の状況のいずれかに該当する場合、登記機関が期限を定めて是正を命じ、1 万元以上 3 万元以下の罰金に処する。期限を過ぎても是正しない場合、登記証を取り上げる。

- (一) 本条例の規定に基づき年度報告書を提出しない場合。
- (二) 登記機関に登録された名称にて業務活動を行わない場合。
- (三) 中国政府関連部門の要求に基づき駐在場所を調整しない場合。
- (四) 本条例の規定に基づきその設立や変更状況を公告しない場合。
- (五) 本条例の規定に基づき係る登記変更、登記抹消又は届出を行わない場合。

**第三十九条** 代表機構が中国国家の安全又は社会の公共利益を脅かす等の重大な違法活動に従事した場合、登記機関が登記証を取り上げる。

代表機構は、本条例の規定違反により設立登記が取消され、登記証を取り上げられ、又は中国政府の関連部門から法により閉鎖を命じられた場合、取り消し、取り上げ又は閉鎖を命じられた日より 5 年以内に、当該代表機構を設立した外国企業は中国国内で代表機構を設立してはならない。

**第四十条** 登記機関及びその職員が、職権を濫用し、職責を怠り、私利私欲のため本条例の規定に基づき登記手続きを行わず、違法行為の取締りをせず、又は違法行為を支持、庇い、放任した場合、法により処分する。

**第四十一条** 本条例の規定に違反し、治安管理に違反する行為を構成した場合、「中華人民共和国治安管理処罰法」の規定に基づき処罰する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

## 第七章 附則

**第四十二条** 本条例にいう外国企業とは、外国の法律に基づき中国国外で設立した営利組織を指す。

**第四十三条** 代表機構登記の料金項目は、国務院の財政部門、価格主管部門の関連規定に基づき執行し、代表機構登記の料金基準は国務院の価格主管部門、財政部門の関連規定に基づき執行する。



**第四十四条** 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の企業が中国国内で代表機構を設立する場合、本条例の規定に照らして登記管理を行う。

**第四十五条** 本条例は 2011 年 3 月 1 日から施行する。1983 年 3 月 5 日に国務院の許可を経て、1983 年 3 月 15 日に旧国家工商行政管理局が公布した「外国企業常駐代表機構登記に関する管理弁法」は同時に廃止する。